

未来をひらく快適空間整備事業業務委託に関する 公募型プロポーザル実施要領

未来をひらく快適空間整備事業業務委託に関する公募型プロポーザルの実施については、この実施要領に定めるとおりとする。

1 委託業務の内容

「未来をひらく快適空間整備事業業務委託 特記仕様書」（資料 2）のとおりとする。

2 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 26 日（金）まで

3 契約限度額

87,780,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

4 参加資格

企画提案書を提出することのできる者は、(1)～(8)までに掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者でないこと。
- (2) 埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号。以下「財務規則」という。）第 91 条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。
- (3) 公示日から提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け入審第 97 号）に基づく入札参加除外措置を受けている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (6) 法人税、法人（都道府）県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者でないこと。
- (7) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（埼玉県告示第 833 号）に基づき、登録業種区分が物品の販売に係る入札に参加できる資格の A 等級の者であること。
- (8) 所在地要件が管轄内（県内に本店を有する）又は準管轄内（県外に本店を有し、県内に契約の主体となる支店営業所等を有する）であり、企業規模要件が中小企業を満たすものであること。
なお、自社（自己）の所在地及び企業規模については、埼玉県ホームページの入札情報公開システムにより、競争入札参加資格者情報から検索し、確認すること。
- (9) 本プロポーザルに複数の企業で参加する場合には、次に掲げる全ての要件を満たしていること。
 - ア すべての構成員が前記（1）から（6）の要件を満たしていること。
 - イ 代表構成員が前記（7）及び（8）の要件を満たしていること。
 - ウ 各構成員は、他の構成員として又は単独で本プロポーザルに参加していないこと。

5 スケジュール

内 容	日 程
プロポーザル公示	令和8年4月3日（金）
質問受付期間	令和8年4月6日（月）～4月15日（水）正午
質問への回答	令和8年4月20日（月）午後5時までに回答
プロポーザル参加申込書提出期限	令和8年4月22日（水）午後5時（必着）
企画提案書等提出期限 ※対象：8（1）表No. 1～No. 7	令和8年5月7日（木）午後5時（必着）
プレゼンテーション審査	令和8年5月14日（木）～5月20日（水）のいずれかの日（土日は除く）
審査結果	令和8年5月下旬（予定）
契約先候補者の決定・契約締結	令和8年6月上旬（予定）

6 質問事項の受付及び回答

本件について質問を次のとおり受け付ける。

（1）質問方法

様式1「**未来をひらく快適空間整備事業業務委託に関する公募型プロポーザルについての質問票**」に記入の上、電子メールで提出すること。

電子メール：a2580-03@pref.saitama.lg.jp

※埼玉県 総務部 管財課 営繕担当あて

（2）回答方法

質問に対する回答は、質問者に電子メールにより通知するとともに、質問を行った法人名等を伏せた上で、県ホームページにて公表する。なお、電話等による質問には簡易なものを除き応じない。

（3）質問受付期限等

受付期限：令和8年4月6日（月）～4月15日（水）正午まで

回答送付：令和8年4月20日（月）午後5時までに回答

7 プロポーザル参加希望書の提出

本プロポーザルに参加を希望する場合は、様式2「**未来をひらく快適空間整備事業業務委託に関する公募型プロポーザル参加申込書**」を提出する。

（1）提出方法

電子メール又は持参とする。

※電子メールの場合の件名は以下のとおりとする。また、メールの到着確認の電話をすること。

電子メール件名

「(法人名) **未来をひらく快適空間整備事業業務委託に関する公募型プロポーザル参加申込**」

（2）提出先

埼玉県総務部管財課営繕担当（本庁舎3階）

住所：〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

電話：048-830-2595（直通）

電子メール：a2580-03@pref.saitama.lg.jp

(3) 提出期限

令和8年4月22日（水）午後5時必着

持参の場合は、平日午前9時から午後5時まで

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び提出部数

企画提案にあたっては以下の書類を提出すること。3及び4は原本の提出とし、1、2、5、6、7については電子データでの提出を原則とする。やむを得ず紙で提出する場合には、項目ごとに以下の部数を提出すること。紙で提出する場合も、1及び2については電子データを併せて提出すること。

No.	提出書類	提出部数 (紙で提出する場合)
1	未来をひらく快適空間整備事業業務委託に関する企画提案書 ※ 企画提案書の作成等については、「企画提案書作成要領」（資料3）を参照のこと。	正本1部
2	見積書 ※ 見積金額については、提案内容を実現するために必要な全ての費用を積算し、記載すること。 また、「未来をひらく快適空間整備事業業務委託 特記仕様書の4業務内容」を参考に可能な限り詳細な経費内訳を記載すること。	正本1部
3	法人の定款の写し及び履歴事項証明書（商業登記簿謄本）の原本（提出日から遡って3か月以内に取得したもの） ※ 複数の企業により参加する場合は、すべての構成員が提出すること。	各1部
4	法人税、法人（都道府）県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書の原本 ※ 法人税、消費税及び地方消費税は、税務署発行の納税証明書（その3の3）を提出すること。 ※ 複数の企業により参加する場合は、すべての構成員が提出すること。	各1部
5	プロポーザル参加資格に関する誓約書（様式3） ※ 複数の企業により参加する場合は、すべての構成員が提出すること。	1部
6	会社概要（会社案内、パンフレット等） ※ 複数の企業により参加する場合は、すべての構成員が提出すること。	各1部

7	【複数の企業により参加する場合のみ】 構成員一覧表（様式4）及び委任状（様式5） 共同企業体協定書（様式任意）	各1部
---	--	-----

※いずれも副本の提出は不要であり、指定部数のみ提出すること。

（2）提出方法等

ア 提出方法

電子データで提出するものは電子メールにより、紙で提出するものは持参又は郵送（書留）により提出すること。

イ 提出期限

令和8年5月7日（木）午後5時（必着）

ウ 提出先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
 埼玉県総務部管財課営繕担当（本庁舎3階）
 TEL 048-830-2595
 FAX 048-830-4736
 Eメール a2580-03@pref.saitama.lg.jp
 ※メールの受付容量は10メガバイトまでです。
 それ以上になる場合は御相談ください。

エ その他

- （ア）企画提案書等の提出は、1者につき1提案に限る。
- （イ）企画提案書等の提出後はその内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。
- （ウ）提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）に基づき公文書開示請求がなされた場合はこの限りではない。
- （エ）企画提案書等の作成に係る経費は、提案者の負担とする。

9 契約先候補者の決定方法

（1）審査方法

委託先の選定に当たっては、「未来をひらく快適空間整備事業業務委託先選定委員会（以下「選定委員会」という。）」が以下の方法で提案内容を総合的に審査し、最も点数の高かった提案者を契約先候補者（以下、「候補者」という。）として選定する。

なお、最高点が同点で2者以上ある場合は、委託料金が低い者を候補者とする。

ただし、その者が著しく社会的信用を損なう等により、本業務を委託するにふさわしくないと認められるときは、次順位の者を候補者として選定する。

なお、企画提案書等を提出した者が1者のときは、選定委員会が提案内容を総合的に審査し、本事業の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を候補者として選定する。

(2) プレゼンテーション審査

ア 開催日時・場所

令和8年5月14日(木)～20日(水)のいずれかの1日

埼玉県庁周辺を予定

※ 参加者に対して実施日、開始時間、会場等を電話又は電子メールで連絡する。

※ 原則、対面での開催を予定している。

イ プレゼンテーション等の時間

1社あたりプレゼンテーション時間は20分以内、質疑は10分程度とする。

ウ 出席者

1提案につき5名以内とする。なお、正当な理由なく参加しなかった者の提案は無効とする。

エ その他

プレゼンテーションは、提出された企画提案書等を用いるものとし、パソコンの持ち込みも可能とする。

(3) 審査項目・配点

審査項目、配点は次のとおりとする。

審査項目・内容	配点
1. 基本方針	10
2. 実施体制	
(1) 類似業務の受託実績	5
(2) 業務の実施体制	5
(3) スケジュールの実効性(プロジェクト管理)	5
3. 企画提案内容	
(1) レイアウトコンセプト	20
(2) 物品調達方針①(什器類)	15
(3) 物品調達方針②(機器類)	15
(4) 空間デザイン	10
(5) 事業の周知・運用方法・事業効果の検証	10
4. 見積額	5

(4) 審査結果の通知

審査結果は、プレゼンテーション審査参加者全員に対して令和8年5月下旬に電子メールで通知する。

10 契約の相手方の決定方法

県は、候補者と業務履行に必要な具体的な協議を行い、協議が整った場合は、候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。

なお、見積額については、正当な理由があると県が認める場合を除き、企画提案時からの増額は認めない。

また、候補者の辞退や協議が整わない場合及び当該候補者が業務委託契約を締結するまでの間に、4に定める条件に該当しなくなった場合は、当該候補者に対してその資格を取り消す旨の通知をした後、総合点が二番目に高かった者を新たに候補者とし、改めて協議を行う。新たな候補者が辞退等した場合は、次に総合点が高かった者を新たに候補者とし、協議を行う。

なお、契約締結までの間に「埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けた場合には、契約しないことがある。

11 企画提案書等の情報公開

契約締結後に参加者数を公表するとともに、契約者については名称、所在地、代表者名及び評価結果を公表する。

12 その他

(1) 公募型プロポーザルの停止、中止及び取消し

緊急、やむを得ない理由等により、公募型プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、公募型プロポーザルを停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において公募型プロポーザルに要した費用を埼玉県に請求することはできない。

(2) その他

ア 契約の相手方は、この契約の締結と同時に契約金額の100分の1以上を乗じた額を契約保証金として納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 提出書類等の虚偽や選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合は、失格とする。

ウ 本プロポーザルに係る一連の手續及び契約等に関する手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

13 問い合わせ先

埼玉県総務部管財課 営繕担当

TEL 048-830-2595

FAX 048-830-4736

Eメール a2580-03@pref.saitama.lg.jp